

文 書 料 等

文書料は、1通につき下記のとおり定めます

1 診断書・証明書	簡単なもの	3,000円
	複雑なもの	5,000円
	一通増すごとに	2,000円
児童生徒の学校伝染病診断書		1,000円
2 長期傷病補償給付診断書		5,000円
3 交通事故診断書		4,000円
4 交通事故明細書		3,000円
5 生命保険・損害保険等面談料	簡単なもの	7,000円
	複雑なもの	10,000円
6 死亡診断書		6,000円
	一通増すごとに	3,000円
7 死体(胎)検案料(往診料)		15,000円
8 死体(胎)検案書	簡単なもの	7,000円
	一通増すごとに	2,000円
	複雑なもの(司法関係)	10,000円
	一通増すごとに	3,000円
9 生命保険(死亡診断書・傷害保険用診断書・自賠責用・入院証明書)		7,000円
10 市町村交通災害共済用診断書		2,500円
11 後遺症診断書		7,000円
12 厚生年金・恩給診断書		10,000円
13 司法関係診断書		7,000円
14 身体障害者手帳申請書		6,000円
15 身体障害者福祉手当認定診断書		6,000円
16 身体障害者年金用診断書		6,000円
17 原爆健康管理手当診断書		5,000円
18 原爆介護手当診断書		2,000円
19 福祉関係診断書(入浴奉仕事業用、ホームヘルパー派遣事業用等)		3,000円
20 被爆体験者対象疾患の状況		2,500円
21 おむつ証明書		1,000円
22 支払済証明書		1,000円
23 請求明細書(診療報酬区分・項目の名称及び点数の明細)		500円

◎ 下記の文書は無料で交付します。

- ①療養担当規則第6条に規程されている、患者様が保険給付を受けるために必要な証明書・意見書(ただし、傷病手当金に係る意見書などを除く)
- ②学校安全会(日本体育・学校保健センター)の「医療等の状況」書

◇ 下記の文書は、診療情報提供料(Ⅰ)(診療報酬一部負担金:保険診療)算定の対象になります

- ①長崎市ねたきり老人等介護者慰労金受給資格認定用(情報提供)診断書
- ②長崎市の情報提供書(入浴奉仕事業等)